

## ○茨城県立医療大学学科等教員会議規程

〔平成7年4月6日  
医療大訓第15号〕  
改正 平成19年1月17日  
平成25年12月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則(平成6年茨城県規則第108号)第13条第2項の規定に基づき、各学科、各センター及び専攻科における教員会議(以下「学科等教員会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 学科等教員会議は、各学科、各センター及び専攻科ごとに、それぞれ所属する専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

2 学科長、センター長又は専攻科長が必要と認めたときは、前項の組織に助教を含めることができる。

(協議事項)

第3条 学科等教員会議は、次の事項を協議する。

- (1) 当該学科長又は当該センター長の推薦に関する事項
- (2) 各種委員会の委員の推薦に関する事項
- (3) 教授会又は各種委員会の審議事項に関する事項
- (4) 当該学科、当該センター又は専攻科の運営に関する事項
- (5) その他学長からの指示等又は教授会等で必要と認められた事項

(会議)

第4条 学科等教員会議は、当該学科長、当該センター長又は当該専攻科長がこれを招集し、その議長になる。

2 学科等教員会議は、構成員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 学科等教員会議において、決定を要する事項については出席者の過半数をもって決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第5条 議長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者を出席させることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、学科等教員会議の運営に関しては、構成員の意見を徴し、議長が定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年12月18日から施行する。